

大分シ連発第380号
令和2年1月21日

派遣先事業所
代表者 殿

公益社団法人
大分県シルバー人材センター連合会
会長 右田 芳明



比較対象労働者の待遇等に関する情報提供について（お願い）

寒冷の候 貴殿におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素よりシルバー派遣事業のご利用を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革関連法による改正後の労働者派遣法（令和2年4月1日施行）により、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者（正社員型労働者及び無期雇用フルタイム労働者）との間の均等・均衡待遇を確保する「派遣先均等・均衡方式」又は一定の要件を満たす労使協定により待遇を確保する「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の公正な待遇を確保しなければならないこととなりました。

当連合会におきましては、以下のことを考慮し、「派遣先均等・均衡方式」を選択することといたします。

- ① 「労使協定方式」で定める賃金については、厚生労働省職業安定局長通知で示されているが、一般労働者の平均賃金と同等以上であることが求められるため、派遣先から相応の労務提供を要求される可能性が高く、高齢者であるシルバー派遣会員にとって負担が大きくなる可能性があること。
- ② 「派遣先均等・均衡方式」は、職務の内容（業務内容、責任の程度）、職務の内容及び配置の変更の範囲（異動・昇任・転勤等）、その他の事情（成果、能力、経験、合理的な労使慣行、労使交渉の経緯）のうち、個々の待遇の性質及び目的に照らして適切なものを考慮して、不合理がないことが求められるものであり、シルバー派遣会員の職務内容等に応じた待遇決定となること。

「派遣先均等・均衡方式」におきましては、派遣先には、派遣元事業主に対する比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報提供が義務付けられており、情報提供がない場合、派遣元事業主は労働者派遣契約を締結してはならないこととされています。

つきましては、改正労働者派遣法施行日の令和2年4月1日には、情報提供に基づいて派遣労働者の待遇を決定し、派遣契約が締結されている必要がありますので、4月1日付の契約及び4月1日をまたぐ契約は、別紙様式を用いて、書面又はFAX、電子メールにより、3月中にシルバー人材センターへ情報提供をお願いいたします。

お手数をおかけすることになり誠に恐縮に存じますが、今後ともシルバー派遣をご利用賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明の点がありましたらご遠慮なく各シルバー人材センターへお問い合わせください。